



令和5年5月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和5年5月26日(金) 午後13時30分開会
場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 13 番 石田 慶子 委員
議席番号 15 番 小林 嘉之 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地形状変更届の受理について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて



別紙

出欠	議席 番号	氏名	住所	備考
欠席	1	飛澤正志	飯山市大字飯山 2566 番地 1	
欠席	2	高橋政宏	飯山市大字飯山 3019 番地	
欠席	3	高澤富士子	飯山市大字飯山 11492 番地 224	
出席	4	小野沢純夫	飯山市大字下木島 493 番地 3	
出席	5	栗林俊男	飯山市大字吉 410 番地 1	
出席	6	増山正一	飯山市大字瑞穂豊 1641 番地 1	
出席	7	小林喜代春	飯山市大字瑞穂 94 番地	
出席	8	清水勝	飯山市大字旭 4873 番地	
出席	9	春日孝利	飯山市大字緑 1358 番地	
出席	10	中原義行	飯山市大字常盤 3491 番地	
出席	11	沼田浩子	飯山市大字照里 437 番地	
出席	12	佐藤弘子	飯山市大字常盤 5632 番地 1	
出席	13	石田慶子	飯山市大字照里 954 番地 1	
出席	14	足立久子	飯山市大字常盤 5657 番地 1	
出席	15	小林嘉之	飯山市大字常郷 2996 番地	
出席	16	酒井智恵子	飯山市大字豊田 395 番地	
出席	17	齊藤正人	飯山市大字一山 187 番地 3	
出席	18	廣瀬公一	飯山市大字照岡 3591 番地	
出席	19	清水敏明	飯山市大字旭 734 番地 1	
出席	20	松永晋一	飯山市大字蓮 2743 番地	



<p>事務局長</p>	<p>大変お疲れ様です。ただいまより4月の農業委員会総会を始めさせていただきます。それでは会長からご挨拶をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは田植えの真っ最中で忙しいところ大変ご苦労様でございます。天候の方が、暑かったり寒かったりと寒暖の差が激しいということでございます。台風も来るのか来ないのか言われておりますが、異常気象が平常気象になっているということで、地球温暖化の影響だと言われておりますが、また気象情報には十分注意し、栽培管理に万全を期していただくようお願いしたいと思います。</p> <p>夕べ、隣の中野市で大変な事件が発生しました。犯人は農業人ということで、ちょっと農業のイメージが落ちるのではと心配になります。犯行の動機などはまだわかっておりませんが、人の命は大切にしなければならないと思うわけでございます。</p> <p>5月1日から31日まで、ご存じのとおり「春の農業作業安全月間」で、農業関係の事故が全産業で最高の率だということです。しっかり対策をしていかなければと県の方も危機感を持っているわけですが、特にお昼際、あるいは夕方、人間が段々疲れてきている時、疲労が出てくると注意力が散漫になって事故を起こしやすいということです。資料を見ると、令和4年は9人、中でも乗用トラクターの事故が高い比率を占めており、事故の92%は65才以上だということです。従事しているのがその年齢なわけです。特にトラクターの関係については、中山間地等ではない狭い農道を走行したり、段差のある畑に出入りしたり、転落事故というのが非常に多く、死に至る事故については、安全フレームが付いていない原因が大半だということです。走行中のプレーキの連結等をしっかりやり、ヘルメットもしっかり被りましょうというようなことです。その他に熱中症での死亡も増えているので、水分補給をして、畑で死亡するというような事態にならないようにお互いに気をつけて、また危ないような方がおられましたら声掛けをお願いしたいと思います。それでは本日もよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より経過報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【事務局より資料に基づき経過報告】</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局より欠席委員の報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>1番飛澤委員、2番高橋委員、3番高澤委員です。</p>
<p>議 長</p>	<p>議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。 それでは、議席番号13番 石田委員さん、15番 小林委員さんをお願い</p>



議長	<p>いたします。</p> <p>それでは農地議案審議に入る前に、前回質問があった「外国人の農地取得について」説明をお願いします。</p>
事務局	<p>前回「外国人の農地取得について」の質問がありましたが、農業会議などに確認しましたので説明させていただきます。日本に居住している人、在留資格を持つ人、永住者や日本人配偶者がいる人など、あとは農地法第3条の要件が揃っていれば外国人であってもどなたでも農地の取得が出来るということです。</p>
11番	<p>何年以上日本にいななければならないというような条件はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>在留資格があればということです。</p>
11番	<p>わかりました。なんでもいいというわけではないですよ。要件はあるということです。それを確認して作業にあたるということです。ありがとうございました。</p>
議長	<p>これより、農地議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の取下げについて」</p>
事務局	<p>【議案書をもとに朗読】</p>
議長	<p>取下げですので承知しておいてください。</p>
議長	<p>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」</p> <p>事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今月の農地法第3条の許可申請は9件です。</p> <p>議案第1号について、受付番号8番から16番は所有権の移転に関する件になります。</p> <p>【 所有権移転 受付番号8番～16番 議案書をもとに朗読と説明 】</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました</p> <p>それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。</p> <p>8番の補足説明をお願いします。</p>



9番	亡くなられた時にご家族の方が相続放棄をされて、法律事務所の方が管理されていた住宅と田を合わせて〇〇さんが購入されました。〇〇さんは以前東京に住んでおられて、話を聞きに行った時は、引っ越してきて3週間くらいだと言っていました。家の裏の畑には野菜の苗を買ってきて植えてありました。田はとても興味があると話していました。田の方は以前から農業法人〇〇が管理しています。
議長	9番の補足説明をお願いします。
5番	両者とも市外の方のためお会いできませんでしたが、地区の人の話しでは〇〇さんは飯山市に住んでゆっくりと農業をやりたいということのようです。5月に引っ越してくるとのことでした。現状は耕作されていないようですが、近所の皆さんが指導してくださるということですので問題はないかと思えます。
議長	10番の補足説明をお願いします。
7番	譲渡人の〇〇さんは高齢で、この田についてはすでに〇〇さんが10年以上耕作をしています。〇〇さんが今後のことを考えて〇〇さんに売却をするということです。田植えをされていますし、問題ないと思えます。
議長	11番の補足説明をお願いします。
13番	〇〇さんが購入した住宅についていた土地ということで、話を伺ったら、春は畑が出来なかったが、これから畑を整備して秋に自家用野菜を作りたいということですのでよろしくお願いします。
議長	12番補足説明。
20番	この近所の土地を2回申請して取得していて、さらに隣接の農地を買うということです。ブドウを作りたいということですので、問題はないと思えます。
議長	13番の補足説明をお願いします。
17番	譲受人〇〇さんの奥さんの実家が引っ越しされるということで、不動産屋に相談されたそうです。木島平に住んでいる〇〇さんが、住宅と家の周りにある田畑を購入して耕作をするということですので問題はないと思えます。
議長	14番補足説明。



20番	空き家を購入して、そこについていた土地を購入するということです。現在土地は荒れていますが、一度起こせばすぐに耕作できる状況だと思います。
議長	15番の補足説明をお願いします。
15番	譲受人の〇〇さんはオーストラリアに行っているということで会えなかったのですが、従業員の方と話ができました。現状は遊休地で耕作はされていません。話を聞くと、菜の花を咲かせて野菜を作るということで、土地の前にある宿泊施設で、ある程度提供していきたいということです。できるだけ体験農業をお客さんに携わってもらいたいというような試みがあるようです。問題はないように思います。
議長	16番の補足説明をお願いします。
18番	昨年の12月に申請のあった案件です。照岡字原の田の処遇について保留にしたものです。藤沢と西大滝が作っている耕作組合があって、その会長が引き受けて耕作することになりました。住宅のまわりはほとんど田です。畑は従業員の方が農業に詳しいということですので、〇〇さんが一緒に野菜作りをするそうです。こういうことですので問題はないかと思います。
議長	推進委員の皆さんご意見などありませんか。
議長	16番ですが、本人は作らないのですか？作ると言っているのですか？農地法の規定では、本人不在で人に耕作をさせるのはだめですよ。
11番	法人の場合は、本人でなくても従業員が一人いればいいですよ。常駐しなきゃならないけど。ただこの場合は法人でなく個人ですよ。
議長	常時従事しなければならないから、そのへんがつかかることですね。
11番	事業の一つとして個人として従業員を雇って、そこで耕作をさせるのであればちょっと違うと思うのですが。
18番	あくまでも飲食店をやっていて、そこで使うための野菜を作りたいということです。
議長	どこで使おうと誰が耕作をするのかということですよね。
事務局	聞き取りの際に直接会って話をしました。本人が取得するので、ある程度の日数をご本人が耕作しないと取得できませんと話をしました。



11番	従業員に任せきりでなく、自分が耕作するって話。
事務局	そうでなければ許可が出ませんと話したら、自分でやりますと言っていました。もし、取得したけどやっぱりできなくて他の人に売りたいとなってもそれは簡単に許可を得られないと思いますと話はしてあります。あくまで耕作をするという約束で。
13番	従業員の方はそばにいるのですか。
事務局	飯山市に住んでいるそうです。
12番	その従業員の名前と連絡先でも聞いておけばいいですね。
事務局	そうですね。
議長	須坂市でこういう事例がありました。医院を経営している医者が農地を取得しましたが、医者だからできないだろうと委員会ではそういう話になりました。本人は人にやってもらうというので却下しました。そしたら意義申し立てで未だにもめています。長野市の土地は許可をもらったのに須坂市はなぜダメなのかということだそうです。
11番	農業者に位置付けられないと取得できないわけで。その人の生活が農業者として認められるかどうかということだから。そこを曖昧にするとちぐはぐというか、市によっては許可が出るとか出ないとか、はっきりしないとそういうことが起きるわけですね。
議長	もう3年くらいになると思います。面積はかなり大きい面積でした。16番の譲受人は道具はありますか。
事務局	奥さんの実家で機械を持っているので、それを使うということです。
議長	担当地区の委員さんはよく見ていてください。もし耕作がされていない場合、許可の出たものを農業委員会がもとに戻すということとはできないんですか。許可の取消はできるのかな。では事務局に許可証を発する前に、今年の営農計画書と人の計画を作成してもらって確実にやるということを出してもらおうということで。
事務局	わかりました。
議長	他にご意見ご質問がありましたらお願いします。 ないようですので採決を取ります。原案のとおり賛成の方は挙手願います。



	(全員挙手)
議 長	全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>【 貸借 (中間管理) 受付番号 295番～344番 貸借(経営基盤法) 受付番号 345番 所有権移転(経営基盤法) 受付番号 346番 議案書をもとに朗読と説明】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
議 長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号「農地形状変更届の受理について」 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」 は、報告事項ですのでそれぞれお読みいただいて、何かご質問があればお願いします。</p> <p>よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。</p>



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 _____ 松永 晋一

1 3 番 _____ 石田 慶子

1 5 番 _____ 小林 嘉之